

安芸市下水道事業経営戦略

策定：令和5年4月

改定：令和8年3月

安 芸 市

目 次

1. 事業概要.....	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等.....	5
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析.....	6
2. 将来の事業環境.....	9
(1) 処理区域内人口の予測	9
(2) 有収水量の予測	10
(3) 使用料収入の見通し.....	10
(4) 施設の見通し	11
(5) 組織の見通し	11
3. 経営の基本方針.....	12
(1) 下水道事業の役割.....	12
(2) 経営方針.....	12
4. 投資・財政計画（収支計画）	13
(1) 投資・財政計画（収支計画）	13
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	13
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	17
(4) 経費回収に向けたロードマップ.....	18
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	19

安芸市下水道事業経営戦略

団 体 名	: 安芸市
事 業 名	: 公共下水道事業・農業集落排水事業
策 定 日	: 令和 8 年 3 月
計 画 期 間	: 令和 8 年度 ～ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 9 年度 (供用開始後 28 年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用(全部) 令和 4 年 4 月より
処理区域内 人口密度	27.43 人/ha (令和 6 年度決算統計から)	流域下水道等への 接続の有無	無
公共下水道事業 (5,092 人、170ha) 農業集落排水事業 (751 人、43ha)			
処理区数	処理区数 3 箇所 (公共下水道事業 1 箇所、農業集落排水事業 2 箇所)		
処理場数	処理場 3 箇所 (公共下水道事業 1 箇所、農業集落排水事業 2 箇所)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

Map of Aomori Bay area showing coastal features and locations marked A-1, A-2, and B-1. The map includes a legend with various symbols and colors representing different types of land use and infrastructure. An inset map in the top left corner shows the location of Aomori Prefecture within the Tohoku region of Japan.

Legend:

記号	説明
赤い点	赤野
青い点	奈比賀
緑い点	安芸

Scale: 0 to 10 km

North Arrow

Map Title: Aomori Bay

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用と業務用の区別はなく、基本水量付段階別逦増型料金体系とし、水道の使用量を基に料金算出を行っています。	
業務用使用料体系の概要・考え方	該当なし	
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし	
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,310円(税込み)
	令和5年度	2,310円(税込み)
	令和6年度	2,310円(税込み)
実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,755円(税抜き)
	令和5年度	2,776円(税抜き)
	令和6年度	2,801円(税抜き)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

公共下水道使用料 () 内は税抜金額)

区分	使用者が排除した汚水の量	使用料
基本料金	10立方メートルまで	1,100円(1,000円)
従量料金 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	121円(110円)
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	132円(120円)
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	143円(130円)
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	165円(150円)
	100立方メートルを超え 200立方メートルまで	187円(170円)
	200立方メートルを超え 500立方メートルまで	209円(190円)
	500立方メートルを超えるもの	231円(210円)

支払総額に、1円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。

農業集落排水施設使用料（（）内は税抜金額）

区分	使用者が排除した汚水の量	使用料
基本料金	10立方メートルまで	1,100円（1,000円）
従量料金 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	121円（110円）
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	132円（120円）
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	143円（130円）
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	165円（150円）
	100立方メートルを超え 200立方メートルまで	187円（170円）
	200立方メートルを超え 500立方メートルまで	209円（190円）
	500立方メートルを超えるもの	231円（210円）

支払総額に、1円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。

③組織

職員数	上下水道課下水道係の職員が兼任で、公共下水道事業及び農業集落排水事業の運営を行っています。職員 3 名（うち兼任職員 1 名）
事業運営組織	上下水道課 課長 1名 (兼任) 上水道工務係 補佐兼係長 1名 主幹 2名 技能主幹 1名 会計年度任用職員 1名 上水道管理係 係長 1名 主幹 2名 会計年度任用職員 1名 下水道係 係長 1名 主幹 2名 ※損益勘定支弁職員

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター、マンホールポンプ、雨水ポンプ場の管理を民間に包括委託しています。
	イ 指定管理者制度	現時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	現時点では実施していませんが、ウォーターPPP の導入に向けて検討しています。
	エ エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現時点では実施していません。
	オ 土地・施設等利 (未利用土地・施設の活用等) *5	現時点では実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

（３）経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）は次のとおりです。

- ・経営比較分析表（令和 6 年度決算）法適用 公共下水道事業
- ・経営比較分析表（令和 6 年度決算）法適用 農業集落排水事業

現状分析について補足すべき事項は次のとおりです。

（公共下水道事業）

経常収支比率等：令和 6 年度の値は 102.13%、類似団体平均の 106.45%よりやや低いものの 100%を上回っており、経営状況は健全な状況にあるといえます。しかし経費回収率は 65.10%（類似団体平均 79.22%）であり、使用料収入で事業費用を賄えていない状況です。汚水処理原価 217.92 円（類似団体平均 202.47 円）は類似団体平均を上回っており経費の削減や適正な使用料の設定が必要な状況にあります。

流動比率：短期的な支払い能力について示す指標ですが、令和 6 年度の値 12.43%は類似団体平均 63.88%を下回っており、流動資産の確保など今後改善していく必要があります。

施設利用率及び水洗化率：施設利用率の令和 6 年度の値は 50.13%と類似団体平均 50.62%とほぼ同程度であるものの、水洗化率は令和 6 年度 68.24%と類似団体平均 79.00%を下回っており、普及啓蒙活動の更なる実施と接続率アップが必要な状況です。将来的な減少人口も視野に入れつつ施設の更新時にはスペックダウンなどの検討も必要になると思われます。

（農業集落排水事業）

経常収支比率等：令和 6 年度の値は 104.28%、類似団体平均の 106.62%と同程度であり、経営状況は健全な状況にあるといえます。しかし経費回収率は 62.50%（類似団体平均 47.96%）であり、使用料収入で事業費用を賄えていない状況です。汚水処理原価 193.37 円（類似団体平均 325.85 円）は類似団体平均を下回っているものの経費の削減や適正な使用料の設定が必要な状況にあります。

流動比率：短期的な支払い能力について示す指標ですが、令和 6 年度の値は 43.19%（類似団体平均 58.25%）を下回っており、資産の確保など今後改善していく必要があります。

施設利用率及び水洗化率：施設利用率の令和 6 年度の値は 33.33%（類似団体平均 45.32%）、水洗化率は令和 6 年度 67.38%（類似団体平均 83.54%）であり、どちらも類似団体平均を下回っており、普及啓蒙活動の更なる実施と接続率アップが必要な状況です。将来的な減少人口も視野に入れつつ施設の更新時にはスペックダウンなどの検討も必要になると思われます。

経営比較分析表（令和6年度決算）

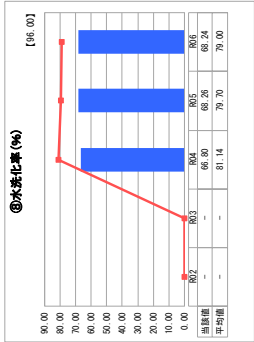
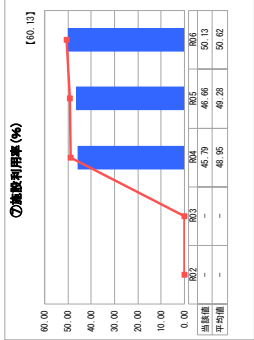
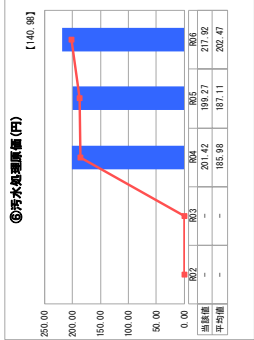
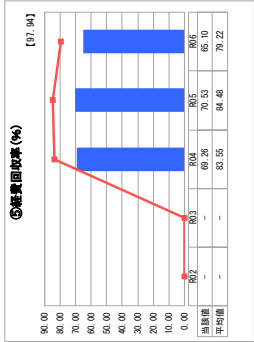
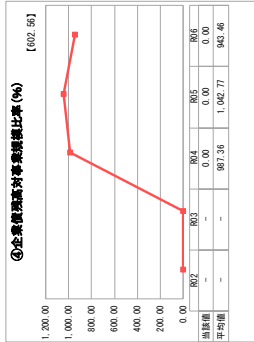
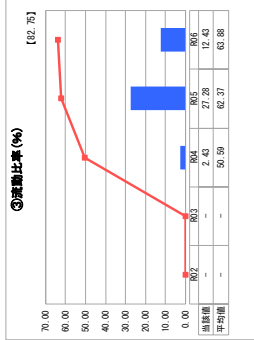
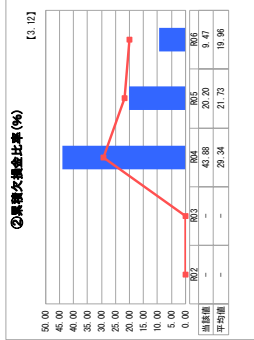
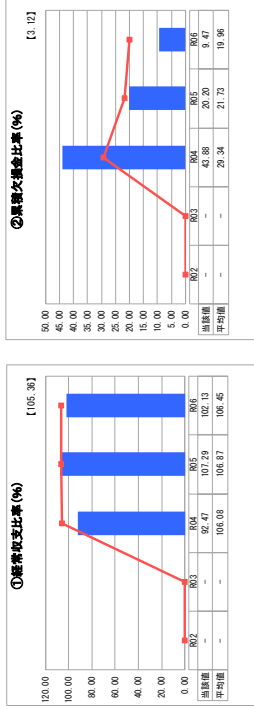
高知県 農業市

業務名	業種名	事業名	類似団地区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	C-2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡以上設置率(㎡)
-	51.98	33.11	62.60	2,310

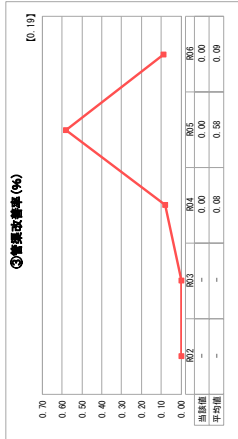
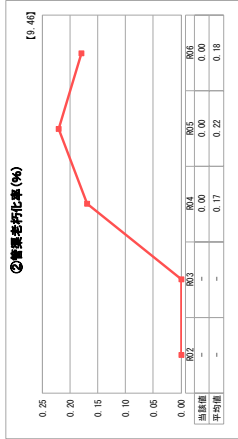
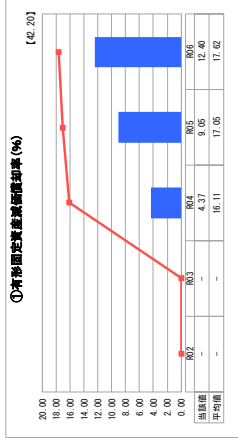
人口(人)	面積(k㎡)	人口密度(人/㎡)
15,555	317.16	49.04
処置区域内人口(人)	処置区域面積(k㎡)	処置区域内人口密度(人/㎡)
5,092	1.70	2,995.29

グラフ凡例
■ 類似団体値（基準値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①歳入の増減について表すものである。100%を超えているが、経常収支比率が100%を超えていることから、経常収支が黒字となっていることが確認できる。
②経常収支比率については、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっている。これは、経常収支の増減が、類似団体の平均より低い水準となっているため、新たな収支計画が必要ないという点から、経営の健全性・効率性の観点から、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっていることが確認できる。
③稼働比率については、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっている。これは、稼働率の増減が、類似団体の平均より低い水準となっているため、新たな収支計画が必要ないという点から、経営の健全性・効率性の観点から、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっていることが確認できる。
④企業価値減価償却率については、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっている。これは、企業価値減価償却率の増減が、類似団体の平均より低い水準となっているため、新たな収支計画が必要ないという点から、経営の健全性・効率性の観点から、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっていることが確認できる。
⑤燃費回収率については、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっている。これは、燃費回収率の増減が、類似団体の平均より低い水準となっているため、新たな収支計画が必要ないという点から、経営の健全性・効率性の観点から、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっていることが確認できる。
⑥汚水処理原価については、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっている。これは、汚水処理原価の増減が、類似団体の平均より低い水準となっているため、新たな収支計画が必要ないという点から、経営の健全性・効率性の観点から、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっていることが確認できる。
⑦施設利用率については、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっている。これは、施設利用率の増減が、類似団体の平均より低い水準となっているため、新たな収支計画が必要ないという点から、経営の健全性・効率性の観点から、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっていることが確認できる。

2. 老朽化の状況について

①有効期定資産の減価償却率がどの程度減っているかを表す指標であり、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっていることが確認できる。
②営業老朽化率については、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっていることが確認できる。
③償還稼働率については、類似団体の平均値と比較して、やや低い水準となっていることが確認できる。

全体総括

令和5年度よりストックマネジメント計画を実施し、令和4年度から施設改修を実施している。現在行っている計画は令和8年度で完了する見込みである。また、引き続き令和8年度に実施設計を行い、令和9年度より新たに第2期ストックマネジメント計画を実施予定である。今後も機能改修に多様な費用を確保し、安定的に運営していくことが重要である。また、上記のとおり、施設更新にかかる費用の増加や公営企業に搬入する汚水処理にかかる費用の増加、物価高騰による汚水処理にかかる費用の増加など、財政上の負担が増えることが見込まれる。そのため、料金水準の適正化、経費削減のための施策などの取り組みにより、下水道使用料を増加させることにより、経営状態の健全化に繋げる。

※ 「経常収支比率」、「果樹収金比率」、「稼働比率」、「営業老朽化率」、「有効期定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみが類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

①処理区域内の人口推計

- 公共下水道事業は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）推計による行政区域内人口に直近年度（令和 6 年度）における普及率を乗じて将来推計しました。農業集落排水事業は令和 6 年度における赤野地区及び奈比賀地区ごとの処理区域内の人口に直近 3 年平均減少率を乗じて推計しました。

・ 数式：

処理区域内人口（公共）＝行政区域内人口（社人研推計）×普及率（令和 6 年度）

処理区域内人口（農集）＝処理区域内人口（令和 6 年度）×減少率（令和 4 年度から令和 6 年度）

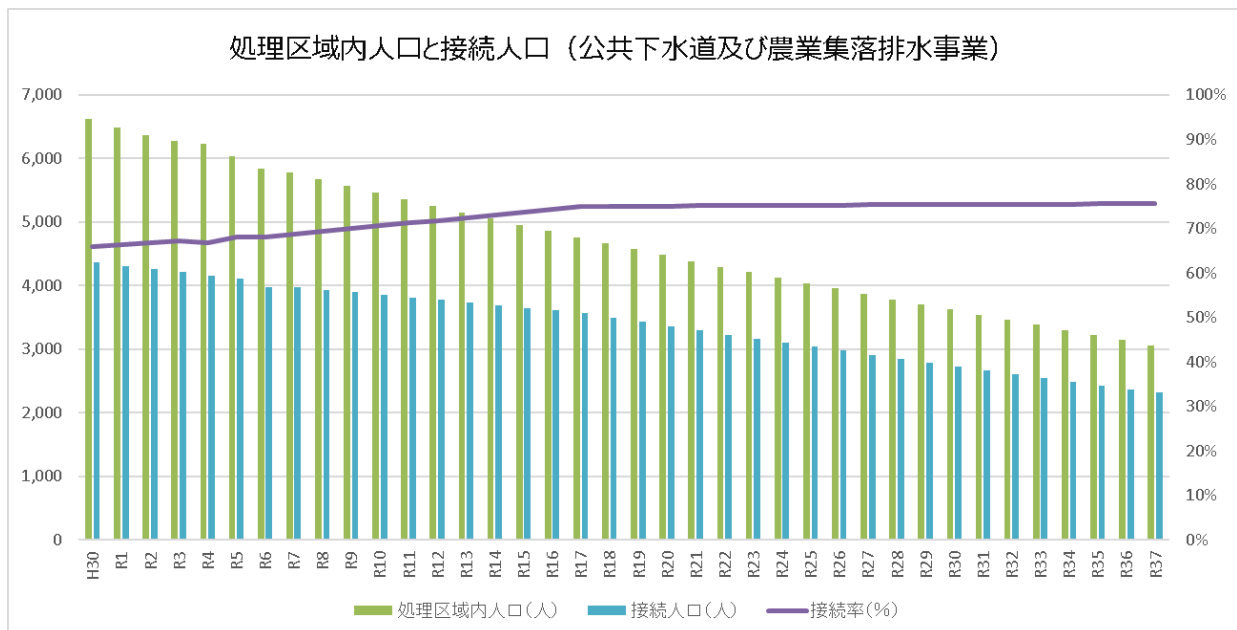
計画期間末の令和 17 年度には、公共下水道事業では令和 6 年度の 80%の 4,312 人、農業集落排水事業では令和 6 年度の 60%の 451 人まで減少する予測となっています。

②接続人口の推計

- 公共下水道事業は、令和 17 年度に水洗化率 75%を達成するように一定割合で増加し、その後は 75%を保つことを想定して算定しました。農業集落排水事業は、赤野地区は処理区域内人口に直近年度（令和 6 年度）における水洗化率に直近 3 年平均増加率を乗じて算定しました。奈比賀地区は令和 17 年度に水洗化率 100%を達成するように一定割合で増加し、その後も 100%を維持することを想定して算定しました。

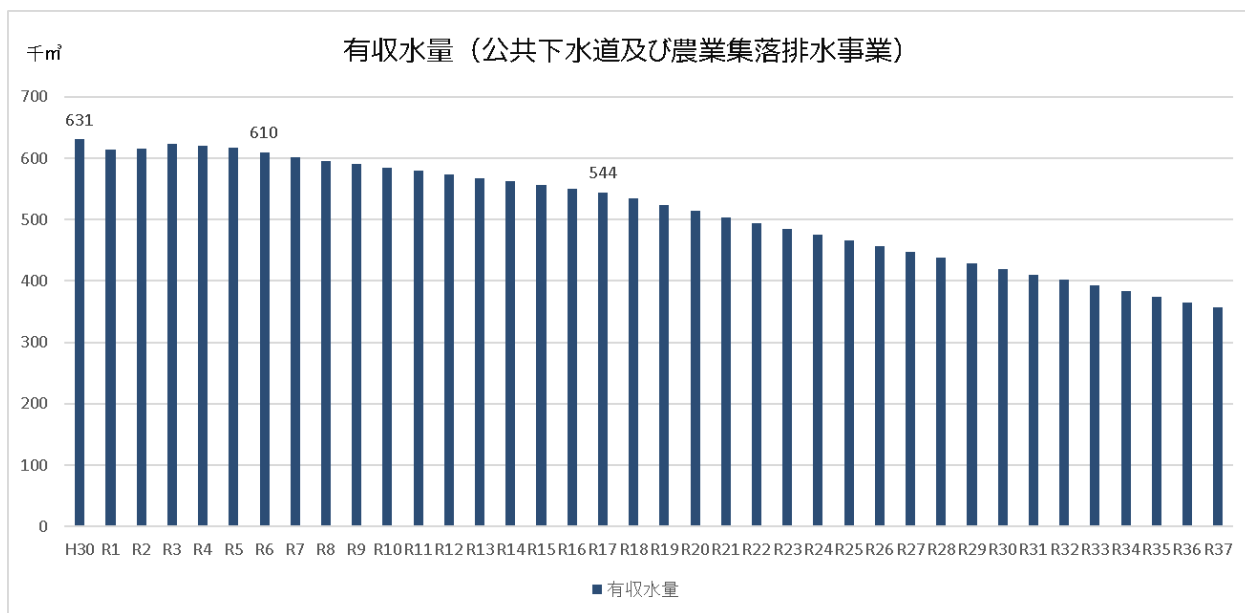
・ 数式：接続人口＝処理区域内人口×水洗化率

- 計画期間末の令和 17 年度には、令和 6 年度の 89%の 3,567 人に減少する予測となっています。



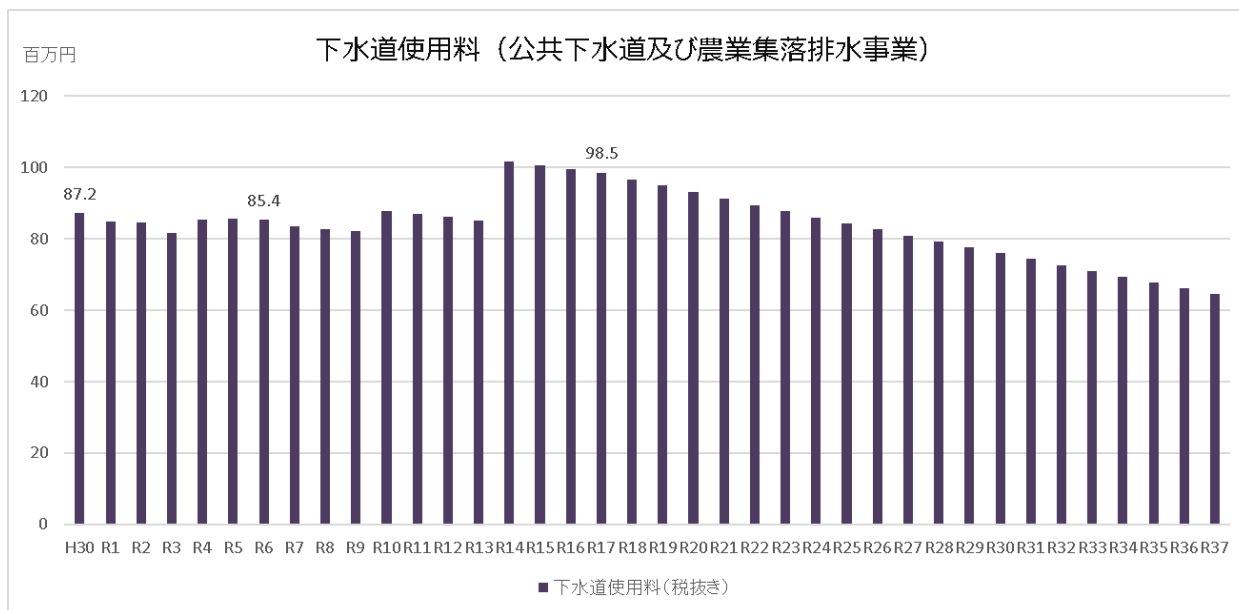
(2) 有収水量の予測

- 公共下水道事業又は農業集落排水事業における水洗化人口一人当たりの有収水量に水洗化人口（接続人口）を乗じてそれぞれ推計し合算しました。一人当たり有収水量は、令和4年度から令和6年度の平均実績を使用しています。
 - 数式：有収水量＝水洗化人口1人当たり有収水量×水洗化人口（接続人口）
- 計画期間末の令和17年度には、令和6年度の89%程度に減少する予測となっています。



(3) 使用料収入の見通し

- 公共下水道事業又は農業集落排水事業における有収水量1m³当たりの使用料に有収水量を乗じてそれぞれ推計し、合算しました。有収水量1m³当たりの使用料は令和9年度までは令和4年度から令和6年度の平均の実績、令和10年度は使用料単価150円/m³（公共7%増加、農集24%増加）、令和14年度は使用料単価181円/m³（21%増加）の使用料改定を見込んで推計しています。
- 数式：使用料＝有収水量1m³当たり使用料×有収水量
- 計画期間末の令和17年度は、令和6年度を15%増加する予測となっていますが、30年後の令和37年度には75%まで減少する予測となっています。
- 安芸市防災センターから市立安芸中学校までの道路沿いを区域外流入許可した場合の試算は629,618円（税込）となっていますが、この分は収支計画の使用料収入としては見込んでおりません。



（４）施設の見通し

- 公共下水道事業、農業集落排水事業ともに供用開始後 30 年程度が経過しています。現時点において施設、管路については法定耐用年数を超過している資産はありません。
- 令和元年度よりストックマネジメント計画を策定し、ストックマネジメント計画に基づき施設設備などの更新の取り組みを進めています。なお施設については、浄化センターの長寿命化工事に取り組んでいます。
- 令和 8 年度からウォーターPPP の今後の事業開始に向けて導入可能性調査を開始する予定です。

（５）組織の見通し

- 組織の見通しは次のとおりです。
- 現在の人員構成が本市の下水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後、下水道事業の広域化や民間事業者等との連携による経営の効率化を検討しつつ、下水道経営技術の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

3. 経営の基本方針

(1) 下水道事業の役割

生活水準の向上に伴う生活排水等による河川汚濁を改善し、環境、水質を保全するため本市では、昭和 56 年から公共下水道事業に取り組み、平成 9 年 6 月より供用を開始しています。

また、平成 6 年から農業集落排水事業に取り組み、赤野地区については、平成 12 年 7 月より供用を開始しています。また、奈比賀地区については、平成 16 年 4 月より供用を開始しています。

今後とも、環境、水質保全の観点から更なる加入者増加に向けての取組が必要とされます。また、当該処理区域外については、合併浄化槽設置の促進を図ります。

(2) 経営方針

下水道事業は、公営企業として水道事業と同様に利用者からの料金によって賄う事業です。

公共下水道施設の接続率は、近年横ばい状態にあり、令和 6 年度末時点で 68.2%となっています。また、農業集落排水施設の接続率も、近年横ばい状態にあり、令和 6 年度末時点で 67.3%となっています。今後とも、これら公共下水道及び農業集落排水施設への接続促進を図ります。

一方、今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、今後、施設・整備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、公共下水道及び農業集落排水事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

今後、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていくことが必要であることから、令和 4 年度に会計処理方式を地方公営企業法の適用を受ける下水道事業会計に移行しました。受益者負担の原則のもとに公営企業として能率的に運営することを目指します。

また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目標	・本市では、将来の事業環境を踏まえ、次のとおり目標値を設定しています。 ＜目標＞計画期間 令和 17 年度末における目標 ・公共下水道事業：水洗化率 75%を目指します。 ・農業集落排水事業： （赤野地区）水洗化率 69.6%を目指します。 （奈比賀地区）水洗化率 100%を目指します。 ＜投資の目標に関する考え方＞ ・水洗化率は処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標であり、毎年度微増しているものの類似団体平均値を下回っており、水洗化率向上のための普及啓発を図ります。
----	---

上記目標の達成に対応するため、計画期間内において次の事業を予定しています。

【計画期間内の事業計画】

・ ウォーターPPP	51.5 百万円
・ 浄化センター更新事業	600 百万円
・ 地震対策工事	135.3 百万円
・ その他事業	435.6 百万円

上記工事金額に建設工事デフレーター（国土交通省）を乗じた金額を反映しています。

【管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】

- ・ 下水道の普及を図るため、管渠更新、浄化センター更新を進めています。

【投資の平準化に関する事項】

- ・ 下水道事業における投資については、ストックマネジメント計画により、補助事業を主体とした事業費の平準化を実施していきます。

【防災・安全対策に関する事項】

- ・ 施設及び管渠の耐震化工事を実施しています。

【その他】

- ・ 該当ありません。

②収支計画のうち財源についての説明

目標	・本市では、将来の事業環境を踏まえ、次のとおり目標値を設定しています。 ＜目標＞ 計画期間 令和 17 年度末における目標 ・経常収支比率 100%以上を維持することを目指します。 ・経費回収率 令和 10 年度及び令和 14 年度の使用料改定において 71%を目指します。 ＜財源の目標に関する考え方＞ ・経常収支比率は、当該年度の経常収益で維持管理費等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標であり、健全経営を続けていくために単年度収支の黒字化を維持します。 ・経費回収率は、汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収の程度を示す指標であり、一般会計等が負担する汚水処理経費を除き、使用料によって賄うことが原則とされていることから、経費回収率の向上を目指します。
----	--

【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

- ・ 使用料収入は、有収水量×有収水量当たりの使用料で算定しました。
- ・ 使用料の見直しについては、令和 10 年度 使用料単価 150 円/㎡（公共下水道 7%増加、農業集落排水事業 24%増加）及び令和 14 年度 使用料単価 181 円/㎡（21%増加）改定を予定しています。使用料改定後においても経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の使用料改定の必要性について継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく考えとしています。

【企業債に関する事項】

- ・ 企業債のうち新規発行企業債については、建設改良費から国庫補助金を控除した額のうち、基準内繰入金を充当できないものについて起債発行として算定しました。
平準化債については、平準化債発行可能金額内で発行金額を決定しています。
- ・ 企業債の発行条件は、資産別に想定し、以下の通りです。
建物：償還期間 30 年、うち据置 5 年、元利均等方式、利率 2%としました。
管渠：償還期間 30 年、うち据置 5 年、元利均等方式、利率 2%としました。
機械及び装置：償還期間 20 年、うち据置 3 年、元利均等方式、利率 2%としました。
平準化債：償還期間 20 年、うち据置 3 年、元金均等方式、利率 1.5%としました。

【繰入金に関する事項】

- ・ 国が示している一般会計からの繰出しの基本的な考え方に沿って、雨水処理に要する経費のほか、分流式下水道等に要する経費、下水道事業債特別措置分、不明水処理費、緊急下水道整備特定事業等に要する経費などについて一般会計から繰入する試算としています。
- ・ また、下水道施設の資本費及び維持管理に係る他会計出資金、補助金として財政部局と協議の上、基準以外の繰入金も一般会計から繰入する試算としています。

【資産の有効活用に関する事項】

- 現在、遊休資産が存在しないため、本計画では反映しておりません。なお、今後、人口減少等により使用されなくなった施設等が生じた場合、その活用について検討します。

【その他】

- 徴収業務を強化し、使用料収入の未納解消に努めます。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）】

- ・業務の効率化や経費削減のため、浄化センター、マンホールポンプ、雨水ポンプ場の管理を民間に包括委託しており、現行の委託業務形態が当面継続することを前提に試算しています。

PPP/PFI などについては、ウォーターPPPの今後の事業開始に向けて令和8年度から導入可能性調査を開始する予定です。

【職員給与費に関する事項】

- ・令和6年度実績における職員給与費にベースアップ1.5%を乗じて算出しています。なお、令和8年度より1名が損益勘定支弁職員から資本勘定支弁職員となる予定のため、その分の職員給与費を損益勘定から資本勘定へ区分を変更しています。

【動力費に関する事項】

- ・令和4年度から6年度の実績平均に有収水量の変動を反映し、物価水準を乗じて算出しています。

【薬品費に関する事項】

- ・令和4年度から6年度の実績平均に有収水量の変動を反映し、物価水準を乗じて算出しています。

【修繕費に関する事項】

- ・公共下水事業では年450万円及び令和9年度における不明水補修業務の金額に物価水準を乗じて算出しています。
- ・農業集落排水事業では年250万円に物価水準を乗じて算出しています。

【委託費に関する事項】

- ・令和8年度に不明水調査費1千万円、ウォーターPPP導入調査費用として令和8年度から令和10年度にかけて5,150万円及び令和4年度から6年度の実績平均に物価水準を乗じて算出しています。

【その他】

- ・令和4年度から6年度の実績平均に物価水準を乗じて算出しています。

物価水準については、内閣府「中長期の経済財政に関する試算 2025年8月」成長移行ケース（消費者物価上昇率）を使用しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

①今後の投資についての考え方・検討状況

*処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本市だけの取組みには限界があるため、県及び近隣自治体と足並みを揃えて、中長期的な将来を見据えて共同化等を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	令和元年度において、長期的な視点で効率的な資産管理を図るためのストックマネジメントを策定しました。今後は、重要度・老朽度に応じた計画的な施設整備を行い、事業の平準化を図りながら施設規模の適正化を進めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	PPP/PFI などについては、本計画ではウォーターPPPの今後の事業開始に向けて令和8年度から導入可能性調査を開始する予定です。その他、全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して、今後検討していきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	下水熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用の取組などや、人口減により使用されなくなった施設等の活用については、今後検討していきます。
その他の取組	徴収業務を強化し、使用料収入の未納解消に努めます。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託の導入や施設改修に関わる DBO の導入など段階的な検討を継続的に実施します。 また、身近なテーマとして、維持管理、保守点検及び清掃等について、委託方法や委託範囲の変更とそれに伴う影響やコストの増減等を勘案しつつ、引き続き、民間活力の活用を検討していきます。
職員給与費に関する事項	管渠更新を推進していくためには、技術系職員及び事務系職員共に人員削減は困難であるものの、事務処理の効率化や組織統合といった職員給与費に関する事項について検討していきます。
動力費に関する事項	マンホールポンプの電気代など、今後費用が高騰する場合において、進捗管理や収支の見直しの際に推定値の調整を行っていきます。
薬品費に関する事項	現時点では、特にありません。
修繕費に関する事項	施設の老朽化が進んでおり、今後、修繕が必要になってきます。修繕計画の立案により修繕費の節約及び平準化を図るとともに、施設の定期点検等による施設の長寿命化を図っていきます。
委託費に関する事項	対象設備と人件費を適正に算出し、委託料を設定していきます。また、民間活力の活用を検討するなかで、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

(4) 経費回収に向けたロードマップ

業績指標 及び 目標年限	本市において経常収支比率及び経費回収率を業績指標とします。 ＜目標＞ ・経常収支比率 令和 6 年度時点において下水道事業全体として 100%以上であることから、計画期間においても 100%以上を維持することを目標とします。 ・経費回収率 下水道事業全体として令和 6 年度以上を確保できるよう令和 17 年度において 71%以上となることを目標とします。
--------------------	---

【使用料改定の必要性】

下水道事業全体として行政人口の減少に伴い使用料収入の減少が見込まれたことに加え、人件費、物価の高騰、老朽化に伴う修繕費の増加により経費回収率が年々減少することが見込まれたため、令和 6 年度の経費回収率を維持するためには使用料改定の必要性が認められました。

経費回収率の目標である令和 17 年度において 71%を達成するために、段階的な使用料改定を検討しており、計画期間内においては令和 10 年度及び令和 14 年度の 2 回を想定しています。

【収入増加の取り組み】

下水道事業全体として使用料収入の増収を図るため、水洗化率の増加を目指し広報活動や個別訪問などによる啓蒙活動などの取り組みを継続していきます。公共下水道事業においては中間地点の令和 12 年度に 71.9%、最終年度の令和 17 年度に 75%以上を達成することを目標としています。農業集落排水事業においては赤野地区において中間地点の令和 12 年度に 67.1%、最終年度の令和 17 年度に 69.6%を達成することを目標としています。奈比賀地区において中間地点の令和 12 年度に 97.5%、最終年度の令和 17 年度に 100%を達成することを目標としています。

【定期的な検証及び見直し】

使用料改定について検討を進めておりますが、令和 9 年度までに使用料改定内容の検討を実施し、必要性が再度認められた場合は令和 10 年度までに改定を実施することを見込んでいます。

経営戦略についての策定期間は 10 年ですが、決算状況を活用し 3～5 年を目安に使用料収入及び収支に関する検討及び見直しを行います。

業績指標と取組項目

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営指標	① 経費回収率	70%											79%
	② 経常収支比率	100%											100%
	③ 水洗化率（公共下水道事業）	68.2%											75%
	④ 水洗化率（農業集落排水事業：赤野地区）	64.1%											69.6%
	⑤ 水洗化率（農業集落排水事業：奈比賀地区）	95.0%											100%
取組項目	① 経営戦略の改定		●					●					●
	② 使用料の改定					●				●			
	③ ストックマネジメント計画策定												
	④ 計画的な更新事業												
	⑤ 戸別訪問・広報活動												

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証・対応していきます。 また、使用料金の変更や民間活力の活用等により、収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、本戦略の見直しを実施するほか、概ね 5 年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略を更新します。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

【収支計画】

(単位:千円、%)

区 分	年 度	令和6年度 (決 算)		令和7年度 (決 算 見 込)		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)
収 入	1. 営 業 収 入	87,485	81,354	81,932	84,755	90,440	89,720	89,073	88,215	104,816	103,749	102,666	101,561		
	(1) 料 金 取 入	85,401	79,636	79,636	82,059	87,708	86,864	86,060	85,169	101,762	100,697	99,922	98,547		
	(2) 受 託 工 事 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
益 的 収 入	2. 営 業 外 収 入	2,084	1,718	2,296	2,696	2,732	2,856	3,013	3,046	3,054	3,052	3,044	3,034		
	(1) 補 助 金	378,585	393,691	409,007	398,477	404,512	378,947	382,665	384,067	367,893	381,033	398,225	395,756		
	(2) 補 助 金	238,585	248,042	266,432	252,637	254,415	232,269	236,617	237,736	220,734	230,717	236,187	242,314		
益 入	3. 長 期 前 受 金 戻 入	238,585	247,107	258,432	238,637	238,415	232,268	236,617	237,736	220,734	230,717	236,187	242,314		
	(1) 職 員 給 付 金	13,253	13,635	14,252	14,000	16,000	14,861	14,423	14,451	14,432	14,499	15,021	15,625		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	18,171	18,171	18,171	18,171	18,171	18,171	18,171	18,171	18,171	18,171	18,171	18,171		
収 入 計 算	4. 経 営 費 用	466,140	475,045	490,939	483,232	490,932	471,738	471,738	472,282	472,799	484,782	490,891	497,337		
	(1) 職 員 給 付 金	20,501	22,780	24,801	23,818	24,802	22,780	22,780	22,780	22,780	22,780	22,780	22,780		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	5. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	6. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	7. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	8. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	9. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	10. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	11. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	12. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	13. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	14. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	15. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	16. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	17. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	18. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	19. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	20. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	21. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(2) 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
収 入 計 算	22. 経 営 費 用	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307	15,512	15,717	15,922		
	(1) 職 員 給 付 金	11,628	11,298	14,182	14,282	14,892	14,892	14,892	15,102	15,307					

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分	年 度	令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 見 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 平 準 化 債 権	281,300	283,400	499,500	230,700	292,800	164,800	124,200	119,900	188,700	164,400	137,700	120,500
	うち 資 本 費 平 準 化 債 権	174,000	155,900	206,600	185,500	120,600	106,100	114,300	119,900	95,400	68,500	39,100	19,100
	2. 他 会 計 出 資 金	18,112	9,415		1,271	808	563	46	46	47	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	59,539	36,642	40,206	30,861	22,099	20,659	33,740	40,436	12,172	11,512	10,716	9,948
	4. 他 会 計 負 担 金	0	3,163	1,631	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 入	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国・都道府県補助金	107,966	136,261	293,050	55,416	170,168	69,441	25,156	20,779	93,396	95,993	98,661	101,404
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	433	1,838	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	計	467,350	472,739	836,206	318,259	475,875	255,483	183,142	181,161	294,315	271,905	247,077	231,852
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総 計	467,350	472,739	836,206	318,259	475,875	255,483	183,142	181,161	294,315	271,905	247,077	231,852
	1. 建 設 改 良 費	210,726	245,006	577,607	107,898	339,901	135,669	55,545	49,110	194,447	199,742	205,182	210,769
	うち 職 員 給 与 費	0	0	8,477	7,141	7,244	7,346	7,449	7,551	7,694	7,756	7,859	7,961
資 本 的 支 出	2. 企 業 債 権 還 金	392,577	384,279	375,498	364,884	303,142	282,170	300,254	303,362	275,842	253,501	224,114	204,669
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	603,305	629,285	953,105	472,782	643,043	427,859	355,799	352,472	470,289	453,243	429,296	415,438
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	135,955	156,546	116,899	154,923	167,168	172,376	172,657	171,311	175,974	181,338	182,219	183,586
	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	130,561	150,629	95,652	150,401	152,396	167,021	171,751	171,311	167,484	172,612	173,250	174,368
	2. 利益剰余処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	5,394	5,917	21,247	4,122	14,772	5,355	906	0	8,490	8,726	8,969	9,218
補 填 財 源	計	135,955	156,546	116,899	154,923	167,168	172,376	172,657	171,311	175,974	181,338	182,219	183,586
	(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企 業 債 権 残 高 (H)	3,492,528	3,391,649	3,515,651	3,381,467	3,361,125	3,233,755	3,057,701	2,874,239	2,787,097	2,697,996	2,611,582	2,527,413

(単位:千円)

○地価計繰入金

区 分	年 度	令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 見 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	240,516	246,681	258,544	241,180	249,994	234,972	239,477	240,629	223,635	233,616	239,078	245,195
	うち 基 準 内 繰 入 金	171,827	179,645	179,270	189,146	190,580	196,391	196,718	194,967	192,085	198,578	200,561	203,428
資 本 的 収 入	うち 基 準 外 繰 入 金	68,689	69,036	79,274	52,034	50,414	38,581	42,759	45,662	31,570	35,038	38,517	41,767
	うち 基 準 内 繰 入 金	77,651	51,240	43,108	32,143	22,907	21,242	20,819	19,703	12,219	11,512	10,716	9,948
合 計	うち 基 準 外 繰 入 金	28,816	8,154	0	0	0	0	12,967	20,779	0	0	0	0
	合 計	318,167	299,921	301,652	273,323	269,901	256,214	273,263	281,111	235,894	245,128	249,794	255,143

【原価計算表】

原価計算表

供用開始年月日 平成9年6月1日
処理区域内人口 5843人
計算期間 自 R8 年 4 月 至 R18 年 3 月
(10年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 85,401	千円 91,127	千円	千円 91,127
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	2,084	2,852		2,852
合 計	87,485	93,978	0	93,978

支 出 の 部

項 目		金 額			
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
維持管理費		千円	千円	千円	千円
	人件費				
	基 本 給	11,626	8,506	0	8,506
	手 当	5,197	3,802	0	3,802
	賃 金	0	0	0	0
	退 職 給 付 費	110	80	0	80
	法 定 福 利 費	3,568	2,611	0	2,611
	動 力 費	16,412	15,574	7,106	8,468
	光 熱 水 費	55	58	26	32
	通 信 運 搬 費	594	701	317	384
	修 繕 費	16,838	9,062	4,257	4,805
	材 料 費	0	0	0	0
	薬 品 費	161	113	51	62
	路 面 復 旧 費	0	0	0	0
	委 託 料	61,572	76,091	35,438	40,653
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	0
	受 託 工 事 費	0	0	0	0
	附 帯 事 業 費	0	0	0	0
	そ の 他	6,879	7,735	3,524	4,212
そ の 他 営 業 外 費 用	10,686	13,809	0	13,809	
小 計	133,698	138,144	50,718	87,426	
資本費	支 払 利 息	36,246	34,016	20,278	13,739
	減 価 償 却 費	271,274	303,950	169,335	134,615
	長 期 前 受 金 戻 入 (△)	△ 138,253	△ 145,168	0	△ 145,168
	資 産 減 耗 費	14,290	0	0	0
小 計	183,557	192,799	189,613	3,186	
合 計 (Y)	317,255	330,942	240,330	90,612	

資 産 維 持 費 (Z)	179,825
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	270,437

$(X) \div ((Y) + (Z)) \times 100 = 33.70$

＜使用料水準についての説明＞

料金改定を令和10年度及び令和14年度に実施する想定で使用料収入を推計しています。
そのため、資産維持費を除いた平均の使用料対象経費は平均の使用料収入で賄える水準となっています。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。